



## 活躍しています 「いきいきふれあい号」

市では、様々な理由により移動が困難な重度障害(児)者を医療機関や福祉施設に送迎し、日常生活での負担の軽減と社会参加を促進する「重度障害者移送サービス」を実施しています。

このサービスは、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始及び休日は除く)、ボランティアの皆さんによりサービス専用車「いきいきふれあい号」で実施されています。

サービスを希望される方は、福祉事務所社会福祉担当までご相談ください。

## ボランティア活動は生活の一部



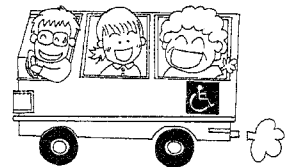
長内憲一・万里子ご夫妻 (境)

「3年前に山中湖から都留市に越してきたのですが、何か地域のためにできないかと考え、昨年の4月から給食の配達とふれあい号の運転ボランティアを行っています。お年寄りが大好きで、お弁当を渡すときには、つい話が長くなってしまふこともあるんですよ。何より、楽しみながらボランティアをすることが、若さの秘訣」とおっしゃる仲良しご夫婦です。

## 運転ボランティア 介助ボランティア 募集!!

重度障害者移送サービスの中核となっていただく運転ボランティアと介助ボランティアを募集しています。皆様のご協力をお待ちしています(活動中の安全を確保するため、保険に加入します)。

申込・問合せ先  
社会福祉協議会



ご存じですか?  
介護予防生活支援事業

高齢者ができるだけ寝たきりなどの状態にならないように、ホームヘルプサービスやデイサービスを提供して、自立した生活を維持していくことを支援するものです。

利用できるのはいんな暮らし  
ホームヘルプサービス

市内に居住するおおむね六十五歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で、介護保険を申請したが、判定結果が非該当で、日常生活を営むのに支障がある方。

デイサービス  
市内に居住するおおむね六

十五歳以上の高齢者で、介護保険を申請したが、判定結果が非該当で、日常生活を営むのに支障がある方。

利用の可否は、福祉事務所の調査員が訪問し、日常生活動作などを調査したうえで決定されます。

利用回数は、ホームヘルプサービスについては、週三時間以内。デイサービスについては、週一回となります。

※介護予防生活支援事業の利用一部負担は、所得により変わりますが、ヘルパー利用の場合が一時間あたり最高四〇二円。デイサービスは最高七九一円です。

重度心身障害者医療費助成金請求は  
★いきいきプラザ都留内 市福祉事務所  
★市役所内「在宅介護支援センター」  
で受け付けています

※ 郵送でも受け付けます  
〒402-0051

下谷2516-1  
いきいきプラザ都留内  
市福祉事務所 社会福祉担当

